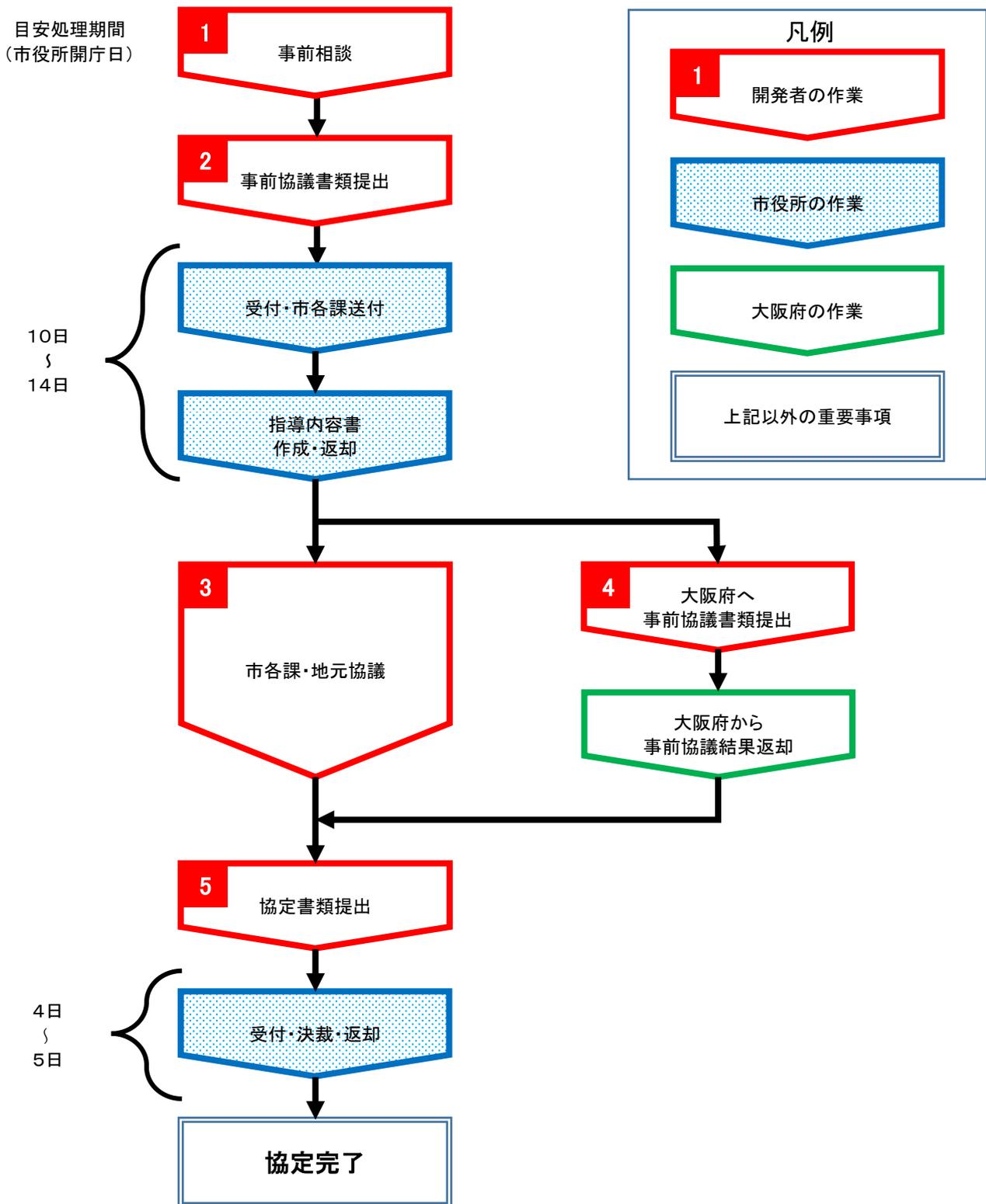


四條畷市開発指導要綱フロー図

①事前協議(市街化区域)



注1) 返却までの日数は、決裁等の状況により延びる事が有ります。

注2) 消防本部及び水道事業については、個別で別途協議となります。詳細については、以下にお尋ねください。

大東四條畷消防本部 警防課(TEL:072-875-0119) 大阪広域水道企業団四條畷水道センター(TEL:072-876-6221)